

## 海洋ワーキンググループの運営要領について

海洋ワーキンググループの設置について（令和8年1月16日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、海洋ワーキンググループの運営に関しては、以下のとおりとする。

### （会議の公開）

第1条 海洋ワーキンググループは原則として非公開とする。

### （議事録の公開）

第2条 海洋ワーキンググループの開催後、速やかに議事録を作成し、当日使用された資料とともにこれを公開するものとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ、関係者に不利益が与えられるおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、議事録及び使用された資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。